

事 務 連 絡
平成 25 年 12 月 13 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
施設担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

**国民健康保険へき地直営診療所運営費及び直営診療施設の運営に係る
特別に要した費用の交付申請に当たっての留意事項について**

平成 25 年度における国民健康保険調整交付金の交付申請及び事業実績報告については、「平成 25 年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請及び事業実績報告について（通知）」（平成 25 年 12 月 13 日付け保発 1213 第 1 号）により通知されたところですが、国民健康保険へき地直営診療所運営費及び国民健康保険直営診療施設の運営に係る特別に要した費用の交付申請に当たっては、下記の事項に留意の上、事務を進めていただきますようお願いいたします。

記

I. 共通

- (1) 平成 25 年 1 月から同年 12 月までの収支を、助成対象とすること。
- (2) 報告書の作成については、それぞれ「別表 1」及び「別表 2」の作成区分により、調整交付金交付申請書作成システム（保健事業分）等で作成し、平成 26 年 1 月 27 日までに当課施設係宛てに提出すること。
なお、「国保事業報告システム」により作成する電子データについては、保健事業分と併せて平成 26 年 2 月 25 日までに電子メールで送付すること。
○メール送付先：厚生労働省国民健康保険課（kokuho@mhlw.go.jp）
- (3) この交付金と助成対象経費を重複して、他の国庫補助金の交付を受けてはならないこと。

II. 国民健康保険へき地直営診療所運営費

1 国民健康保険へき地診療所の立地条件の把握・確認に係る留意事項

- (1) 昨年から引き続き申請する診療所については、立地条件の変化（他の医療機関の新設廃止や交通事情の変化等）の有無を確認すること。なお、公共の交通機関の1日の運行回数が3往復以下の場合には、徒歩による所要時間とすること。
- (2) 離島及び豪雪地域にあつては、その実情を十分に確認し、実態に即した最寄りの医療機関までの所要時間を確認すること。また、豪雪地帯においては、通常時期における交通事情と冬季における交通事情を考慮し、実態に即した所要時間を計測すること。
- (3) 当該診療所（歯科診療所を除く。）を中心に、半径4km以内の地域に他の医療機関があつても、その対象となる医療機関が次のような場合には除外して判断しても差し支えないこととする。なお、その場合においては実態等を十分に確認の上判断すること。
- ① 対象となる医療機関の診療日数が週3日以下であり、常時一般診療が行われていない場合。
 - ② 対象となる医療機関の医師が、高齢、病気等により診療実態が極めて不規則であり、通常の医療機関としての機能を果たしていない場合。
 - ③ 対象となる医療機関が専門的な診療科目（歯科、精神科、産婦人科、眼科等）のみを診療している場合。
- (4) 歯科単独診療所の最寄り医療機関の判断に当たっては、歯科の医療機関（歯科部門を持つ病院・診療所を含む。）のみを対象として差し支えないこと。
- (5) 当該地域において、一人の医師が2以上の診療所を管理している場合においては、当該地域がいわゆる「医師へき地」であることを考慮し、各診療所間の距離及び所要時間が「半径4km以内、30分以下」であつてもへき地診療所として取り扱うものとし、第1種へき地、第2種へき地の区分については、それぞれの施設から最寄りの医療機関までの距離及び所要時間により判断すること。

* 国民健康保険へき地診療所の分類

1 第1種へき地診療所

過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興特別措置法、沖縄振興開発特別措置法の指定区域内（以下「特定地域」という。）に所在する施設であつて、当該施設から通常の交通機関を利用して30分以内に他の医療機関がないもの、又は、特定地域以外の地域内に所在する施設であつて、30分以内に他の医療機関がなく、かつ、当該施設を中心としておおむね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

2 第2種へき地診療所

1に該当しない施設であつて、当該診療所を中心としておおむね半径4km以内に他の医療機関がないもの。

2 年間診療実日数及び実質赤字額の算定に係る留意事項

- (1) 診療日ごとの医師等の医療活動時間の把握・確認に当たっては、出勤簿、診療日誌、支出簿等により十分に確認すること。
- (2) 医師等の医療活動時間が4時間以下の場合（土曜日は除く。）、診療実日数は半日とすること。
- (3) 診療実日数には、休祭日は含めないこと。なお、急病患者に対応した場合も同様の取扱いであること。
- (4) 医療活動時間には、医師が出張診療を行うための移動時間・準備時間、保健師・看護師等医療従事者が行う保健事業等の活動時間を含むものとする。
- (5) 支出科目及び収入科目については、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」別表第二（第六条関係）を参照すること。
- (6) 実質赤字額の算定に当たっては、医師等の医療活動時間に対応した給与費等により算出し、医師等が2以上の診療所において医療活動を行っている場合は、その活動時間により按分して算定すること。

3 交付申請書及び各様式の記入上の留意事項

- (1) 別紙様式3
 - ① 「利用率」は、「様式第30の附表(2)」診療圏内における施設の利用範囲の割合と同一であること。
 - ② 利用率が15%以下(常勤医師がいる診療所については30%以下)及び70%以上のものについては、別葉にして作成すること。
 - ③ 利用率が70%以上のものについては、「利用率の低い要因」を「利用率の高い要因」と、また「利用率向上及び経営の健全化対策」を「赤字の要因及び経営の健全化対策」とそれぞれ読み替えて作成すること。
 - ④ 「利用率の低い要因」欄は、立地条件及び診療実日数以外の要因についても記入すること。
- (2) 様式第30
 - ① 給与費の金額が、同附表(1)の給与費合計額と一致していること。
 - ② 公債費は、一時借入金利子のみ計上すること。(長期借入金利子は対象外)
 - ③ 「備品購入費」・「医療用機械器具費」・「給食用器具費」については、取得価格が50万円未満のものに限り計上すること。
- (3) 様式第30の附表(2)
 - ① 「診療圏内・外」の区分については、当該診療所を受診する被保険者の診療報酬明細書等により、その地域の受診傾向やいわゆる生活圏であること等を十分に確認し、区分すること。

- ② 「診療圏外」における「半径4 km以内」の地域にあつては、その実態等について具体的に調査を行い区分すること。
- ③ 第2種へき地診療所については、「診療圏内・半径4 km以内の地域」の被保険者数により申請額を算定すること。

4 交付申請書の編綴^{へんてつ}及び添付書類について

- (1) 提出書類については「別表1」を参照のこと。
- (2) 「第1種へき地診療所」分と「第2種へき地診療所」分は別綴^とじとし、交付申請書には、施設ごとに施設名を記載したインデックスを貼付すること。

また、それぞれ保険者番号順かつ施設ごとに

- ・様式第30
- ・同附表(1)
- ・同附表(2)
- ・同附表(3)
- ・添付書類^{へんてつ}の順に編綴^{へんてつ}すること。

(3) 添付書類

交付申請書に添付する書類については以下のとおり。なお、申請件数が多い場合等、添付書類のみを別綴^とじとしても差し支えないこと。

- ① 様式第30「経理の状況」及び同附表(1)「給与費内訳書」の金額を確認した書類
- ② 様式第30の附表(3)診療日ごとの医師等の医療活動時間を確認した書類
- ③ 最寄りの医療機関までの所要時間等が分かる書類(経路等を任意様式で)
- ④ 当該診療所を中心とした地図
なお、地図には、
 - ア 当該診療所を中心として、半径4 kmの円を描き、その区域内の地域名、地域人口及び被保険者数を記入すること。
 - イ 当該診療所を中心として、半径8 kmの円をアとは別の色彩で描き、その区域内の全医療機関の名称及び診療科目を記入すること。
 - ウ 最寄りの医療機関の所在地が分かるようにすること。
 - エ 診療報酬明細書等により診療圏とすることが適当と認められる地域を色彩で表示すること。(当該診療所を中心として半径4 kmを超える地域がある場合は、当該地域名、地域人口及び被保険者数を記入すること。)
- ⑤ 指定管理者制度を導入している診療所については、協定書の写し等、管理業務内容が分かる書類
- ⑥ 平成25年に設置したへき地診療所からの申請については、国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し、国民健康保険特別会計直診勘定の予算書(見込書)抄本及び設置理由(任意様式)

Ⅲ. 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用

1 「災害等による被害を受けた診療施設の復旧」について

- (1) 医療供給体制の復旧に要する最低限の工事（医師住宅等も含む）及び医療機器等の購入費を助成対象とすること。
- (2) 事業の概要欄に、災害保険等の契約状況を記入すること。復旧に要した費用に保険金が充当される場合には、当該保険金額を対象経費から控除すること。

2 「経営合理化」について

- (1) 費用対効果があること。（費用対効果がない場合は、補助対象外。）
- (2) レセプト電算処理システム又は統合系医療情報システムの更新に要した費用については、更新前のシステム（導入に当たり補助金等の交付を受けているか否かを問わない。）が、平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に定める処分制限期間を経過しているものについて助成対象とする。このため、概要欄に、更新前のシステム導入年月を記入すること。
- (3) レセプト電算処理システムと統合系医療情報システムは、重複申請できないこと。

3 「療養環境の改善」について

- (1) 診療施設を利用する患者のための改善であり、特別に要した費用であること。
- (2) この事業は、①改善前の診療施設の状況や問題点、②改善方法、③改善後の効果（状況）等を総合的に判断して、診療施設を利用する患者のための改善と認められるものに限り助成対象としている。このため、事業の概要欄には、①から③までの内容が含まれていること。

4 「医師、看護師、保健師等の確保対策」について

- (1) 医師等の確保支援事業
助成対象経費は、医師、看護師、保健師等を確保するために実施した大学、専門学校等の訪問、就職説明会の開催、その他必要な事業の実施に要した費用とすること。
- (2) 救急患者受入体制支援事業
 - ① 事業の概要欄には、救急患者の受入体制の充実を図る理由や、支援元の医療機関名等を記入すること。
 - ② 助成対象経費は、夜間・休日の救急患者受入体制を確保するために、開業医等の外部医師に協力を求めるために要した賃金及び交通費等の費用とすること。
 - ③ 休日については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日、年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）、

週休2日制に伴う土曜日又はその振替日とし、医師1人1回当たり 13,570円を上限額とすること。

また、夜間（休日の夜間を含む。）については、午後6時から翌日午前8時までとし、医師1人1回当たり 18,659円を上限額とすること。

- ④ 対象額は、1回ごとの所要額（所要額が③の上限額を超える場合は、当該上限額。）の合計とする。

5 様式L 記入上の留意事項

(1) 提出書類については「別表2」を参照すること。

(2) 様式Lの「申請要件」欄には、以下の申請要件コードを記入すること。

- ① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧・・・・・・・・・・ 「1」
- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援・・・・・・・・・・ 「2」
- ③ 経営の合理化
 - ア レセプト電算処理システムの導入・・・・・・・・・・ 「311」
 - レセプト電算処理システムの更新・・・・・・・・・・ 「312」
 - イ 統合系医療情報システムの導入・・・・・・・・・・ 「321」
 - 統合系医療情報システムの更新・・・・・・・・・・ 「322」
 - ウ その他・・・・・・・・・・ 「33」
- ④ 療養環境の改善・・・・・・・・・・ 「4」
- ⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策
 - ア 医師等の確保支援事業・・・・・・・・・・ 「51」
 - イ 救急患者受入体制支援事業・・・・・・・・・・ 「52」

6 交付申請書の^{へんてつ}編綴及び添付書類について

(1) 様式Lには保険者名、様式Lの附表(1)には申請要件コードが分かるように、インデックスを貼付すること。

(2) 添付書類

交付申請書に添付する書類については以下のとおり。なお、申請件数が多い場合等、添付書類のみを別綴^とじとしても差し支えないこと。

- ① 契約書、検査調書等の支出額及び納品の事実を証する資料
- ② 財産の処分について制限を受けることとなる50万円以上の機械及び器具等を購入した場合は、製品の内容が分かるパンフレット等
- ③ 国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し（広域連合又は一部事務組合にあっては、組合の規約及び施設設置条例。）を添付すること。
- ④ 申請事業ごとに、次の書類も併せて添付すること。
 - ア 「災害等による被害を受けた診療施設の復旧」
災害後及び復旧後の状況が分かる資料（写真等）

- イ 「経営合理化」
経費削減の内容、費用対効果を記載した資料
なお、費用対効果の償還年数は、概ね処分制限期間内の年数であること。
- ウ 「レセプト電算処理システムの導入」
審査支払機関に対し当該システムによって診療報酬の請求を開始することが分かる資料（「磁気テープ等を用いた請求に関する届出」等の写）
- エ 「統合系医療情報システムの導入」
医療情報システムの全体像が確認できる資料（概要図等）
- オ 「療養環境の改善」
改善前後の状況が確認できる資料（写真等）
- カ 「救急患者受入体制支援事業」
出勤状況及び支出状況が確認できる資料（一覧表でも可）

⑤ 「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（昭和 53 年 9 月 29 日付け厚生省発保第 73 号）2 (2)の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った事業に対して補助したものについて申請をする場合は、次の書類を添付すること。

- ア 補助金の交付要綱
- イ 事業の対象となる地方独立行政法人の定款の写し
- ウ 「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）取扱要領」（平成 15 年 4 月 7 日付け保発第 0407001 号）第 2 の 1 (3)を満たしていることが確認できる資料（事業の対象となる地方独立行政法人の中期目標、中期計画等）

平成25年度 特別調整交付金（へき地診療所運営費交付分）交付申請集計表（利用率 高・低）

保険者 (番号)	施設名	利用率		診療運営 赤字額	都道府県番号	都道府県名	NO	-
		診療実日数	日数					
()		%	日	千円		利用率向上及び経営の健全化対策		
()		%	日	千円				
()		%	日	千円				

都道府県 番号	都道府県名	保険者 番号	保険者名	算定省令 第8条	
------------	-------	-----------	------	-------------	--

給 与 費 内 訳 書

区 分	医師		看護職員		事務職員		その他職員 ()	
	員数	単価月額 円	員数	単価月額 円	員数	単価月額 円	員数	単価月額 円
本 俸	人	円	人	円	人	円	人	円
扶 養 手 当								
通 勤 手 当								
期 末 勤 勉 手 当								
超 過 勤 務 手 当								
手 当								
賃 金								
小 計		円		円		円		円
本 俸								
扶 養 手 当								
通 勤 手 当								
期 末 勤 勉 手 当								
超 過 勤 務 手 当								
手 当								
賃 金								
小 計		円		円		円		円
合 計								
給与費合計								
都道府県 番号	都道府県 名	保険者 番号	保険者名	算定省令第8条の規定 による別個の保険者 (区域)名				

(注) 1 この附表は、平成25年1月から同年12月までのものを記入すること。
 2 員数が2以上の場合の「単価月額」欄の「本俸」についてはそれぞれ区分して記入（中途において単価月額に変更があつた場合は最後の月額とする。）し、その他については平均額を記入すること。

- 3 その他の職員については、その従事する職種を「その他職員」欄の（ ）内に記入すること。
- 4 「員数」欄は、実人員（年間実働延べ日数（人日）÷診療日数）を記入すること。

施設の医療活動時間												
施設の診療日数	月別	診療日数 ①		①のうち医療活動時間が4時間以下の日数②		②の診療実日数 (②×0.5) ③		施設の診療実日数 (①-②+③)				
	1月											
	2月											
	3月											
	4月											
	5月											
	6月											
	7月											
	8月											
	9月											
	10月											
	11月											
	12月											
	合計								(年間診療実日数)	日		
施設の診療日の内容	診療の形態			標準的な医療活動時間								
	1	週6日(休診日 曜日)		(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分
	2	週5日(休診日 曜日)		(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分
	3	その他 週 日 月 日 診療曜日の内訳		(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分
				(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分	(曜日)	自 時 分	至 時 分
都道府県番号		都道府県名		保険者番号		保険者名		算定省令第8条の規定による別個の保険者(区域)名				

注1 「医療活動時間」とは、医師・歯科医師の診療時間、保健師・看護師等の医療従事者が行う保健事業活動、在宅訪問看護等の活動時間及び出張診療を行うための医師・歯科医師等の移動時間・準備時間を合計した時間である。

注2 診療日が土曜日の場合は、医療活動時間が4時間以下であっても診療実日数は1日とし、①欄に計上すること。

注3 「標準的な医療活動時間」欄は、曜日により時間が異なる場合は、異なる曜日ごとに記入すること。

別表 2

報告書様式	様式番号	作成区分		作成者	提出期限
		システム	手書き		
1 平成25年度 特別調整交付金算出基礎表	様式 L	○		保険者	平成26年1月27日
2 事業概要及び経費積算内訳	様式 L の附表 (1)		○	”	平成26年1月27日
3 平成25年度 特別調整交付金 (直診特別分) 交付申請額集計表	様式 L の附表 (2)	○		都道府県	平成26年1月27日

様式Lの附表（1）

事業概要及び経費積算内訳

半径4 km以内		診療圏内における 当該直診の利用率	診療件数		直診勘定又は病院事業特別会計の状況			診療開始（休止） 年月日
人口	被保険者数		加入率	入院	外来	収入	支出	
人	人	%	件	件	千円	千円	千円	
事業の概要								
経費の積算内訳								
都道府県 番号	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
								算定省令第8条の 規定による別個の 保険者（区域）名

